

中央会 **なら**

CHUOKAI NARA

■発行／奈良県中小企業団体中央会
奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館3F
TEL.0742-22-3200 FAX.0742-26-0125
URL <http://www.chuokai-nara.or.jp/>
奈良まるしえ@
<http://www.chuokai-nara.or.jp/marche/>

2008,9,10
No.531



組合情報

下請ガイドライン説明会を開催

奈良県鉄構建設業協同組合

奈良県鉄構建設業協同組合では、8月21日(木)に組合会館(橿原市十市町)にて、講師にティナ・コンサルティング 代表 下城 園代氏(中小企業診断士・ITコーディネーター)を招き、「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」をテーマに説明会を開催しました。説明会において下請代金支払遅延等防止法の親事業者が守らなければならない4つの義務と11禁止事項並びに「建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要」(下記概要図参照)を中心として説明されました。



講師の下城 園代氏

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」とは
(平成19年2月)

政府は、成長戦略の一環として、「成長力底上げ戦略」(基本構想)を取りまとめ。その中で、生産性向上の成果を中小企業にも適正に配分していくため、「下請取引の適正化」の必要性を指摘。ガイドラインの作成を決定。

(平成19年6月)

下請事業者と親事業者の間のあるべき理想的な取引(ベストプラクティス)を示し、両者の“win-win”の関係づくりを目指すため、8業種についてガイドラインを策定。

<8業種> ①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④情報通信機器
⑤繊維 ⑥情報サービス・ソフトウェア ⑦広告 ⑧建設業

(平成20年3月)

先般策定された8業種に続き、「年度末に向けた中小企業対策について」の一環として、トラック運送及び建材・住宅設備についてガイドラインを策定。

「下請ガイドラインの内容を知りたい!」「組合員・会員向けに下請ガイドラインの説明会を開催してほしい!」など、「下請ガイドライン説明会」の実施についてご希望、あるいはご関心のある中小企業者・業種別団体の方は、本会までお気軽にご連絡下さい。開催日時、場所の設定等ご相談させていただきます。

【お問い合わせ】 奈良県中小企業団体中央会 業務部 企画第1チーム 桶谷 TEL 0742-22-3200